

No	質問事項	回答
1	小さなペンションで宿泊費、食事代を包括しているような状況です。これをいちから費用分解、そして予約サイトへの反映、また宿泊者への費用請求の仕組み作りなどの人の手配や工数、機器の購入など多くの費用が多く費用もかかります。これらの費用などは補助ではなく負担をして欲しいです。	「那須町宿泊税レジシステム改修費等補助金」による初期負担の軽減と、簡易な運用方法の提示により、事業者の皆さまの事務負担を最小限とするよう努めてまいります。
2	納付方法、納付時期（年1回かどうか）	宿泊税の申告・納入は、原則は「毎月」ですが、一定の要件を満たし町の承認を得た場合には「3か月に1回」の特例が適用できます。
3	各OTAでの那須町宿泊施設の収め方。	ご利用中の各システムの仕様によって異なるため、まずは各事業者へお問い合わせください。 町としては、宿泊税の制度内容（税率・課税対象・年齢・申告方法など）についての手引きをご提供いたしますので、設定作業の際に参考としてご活用ください。 また、町からも主要OTAに対し、那須町宿泊税の導入に関する周知を行います。
4	宿泊税の申告や納付の具体的な方法	毎月の宿泊実績を原則翌月の末日までに「宿泊税納入申告書」で申告し、同じ期日（毎月末日）までに納入していただきます。納付は指定金融機関の窓口や振込をご利用いただけます。また、一定の要件を満たす場合は、町の承認により3か月に1回の特例を受けることも可能です。詳細は「特別徴収事務の手引き」に記載しておりますのでご確認ください。
5	宿泊税対応システム整備補助金	「那須町宿泊税レジシステム改修費等補助金」の具体的な内容（対象経費、申請手続き、スケジュール、想定フロー等）につきましては、町ホームページに概要および詳細資料を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。
6	なぜ12歳以上なのでしょうか お泊まりの中学生に皆年齢を聞くのでしょうか? 中学生以上が納税の対象でいいのでは	宿泊税の「12歳未満の免税」につきましては、那須町がすでに運用している入湯税と同様の取扱いを採用しているためです。 入湯税では、12歳未満が免除とされており、既存制度との整合性を図る観点から、宿泊税でも同じ年齢区分を用いています。
7	年齢が見た目で微妙な場合、身分証明書の提示を求めるのか？	年齢の確認は、予約情報等の範囲で確認いただければ十分です。 ただし、確認が必要と施設が判断される場合には、身分証の提示をお願いしていただいても差し支えありません。
8	宿泊税の告知が不十分でお客様が支払いを拒否した場合はどうするのか？	宿泊税は条例で定められた税金のため、宿泊料金とあわせてお支払いいただく必要があります。 支払いを拒否された場合は、町が作成するリーフレット等をご提示ください。 それでも対応が難しい場合は税務課へご相談ください。 なお、宿泊者が支払わなかつた場合でも、特別徴収義務者である宿泊施設は町へ宿泊税を納付する必要があります、その後に宿泊者へ請求する仕組みとなっています（地方税法第733条の15第2項、同条第3項）。 このような事態が生じないよう、町としても周知・広報を進めてまいります。
9	カードやPayPay等の支払いに対応するのか？	宿泊税は、宿泊料金と同じ方法で徴収していただけますので、現金でもカードでもPayPayなどの電子決済でも、施設が普段お使いの方法で対応していただければ大丈夫です。
10	宿泊代金のみが対象とのことだが、食事代だけ受け取り「宿泊無料」という設定は可能なのか？	宿泊に伴う清掃料や管理費などは名目にかかわらず宿泊代に含まれるため、食事代だけを受け取って宿泊無料とする場合でも、実際に宿泊サービスを提供し、宿泊に対しての対価の支払いを受けていれば課税されます。
11	OTA決済の場合、宿泊税を宿泊費に上乗せして徴収してよいか	OTAの事前決済でも、宿泊税を宿泊料金に上乗せして徴収できます。 ただし、実際の設定方法はOTAの仕様によって異なりますので、具体的な登録方法は各社サポート窓口へご相談いただく形になります。
12	宿泊税は「宿泊料金とは別」に徴収する必要があるのか	宿泊税は会計上は宿泊料金と区分して管理していただきますが、お客様への請求は、宿泊料金に上乗せして合算でお支払いいただいて大丈夫です。
13	無人運営で現地徴収をする場合、未払いが出たらどうするのか	宿泊者が支払わなかつた場合でも、特別徴収義務者である宿泊施設は町へ宿泊税を納付する必要があります、その後に宿泊者へ請求する仕組みとなっています（地方税法第733条の15第2項、同条第3項）。
14	現状の集金方法では税のみの徴収方法がないが、どうすればよいか	税だけを別で徴収する方法がない場合は、宿泊料金に宿泊税を上乗せして事前決済する方法が良いと思われます。

No	質問事項	回答
15	現地での対応方法と納税についての手続きを知りたい	現地では、ポスターの掲示・宿泊実績の確認・宿泊税の徴収をお願いします。詳細は手引きをご覧ください。
16	宿泊税導入後、宿泊税のかからない宿泊手段、車中泊、キャンプ場以外でのキャンプ行為、届け出のない宿泊施設等への宿泊が増えることが考えられます。10月の峠の茶屋駐車場では夜中に満車（車中泊）になることがしばしばあります。これらの対応をどうされるのでしょうか？真面目に旅館営業許可を取得し、真面目に宿泊税を納める施設が損をするようなことにはならない様にお願い致します。	車中泊は旅館業法上の宿泊には該当しないため宿泊税の対象ではありません。 ただし、無届の宿泊提供や不適切なキャンプ行為が生じないよう、関係機関と連携し、正規に許可を得て適切に運営されている施設の皆さまが不利益を受けないよう、公平性の確保に努めてまいります。
17	お客様が楽天トラベルやじゃらんで予約した場合は、お客様は楽天やじゃらんに宿泊料を支払う（カード決済）が、その場合は1か月後に楽天やじゃらんから10%の手数料が引かれてこちらの施設に支払われます。その場合はどのようにするのか？	宿泊税は、宿泊料を受け取った日ではなく、実際に宿泊があった日が属する月に計上します。 そのため、宿泊日の属する月の翌月に申告・納付を行っていただきます。 また、宿泊税は、OTAから施設に振り込まれる手数料控除後の金額ではなく、旅行者が実際に支払った、手数料控除前の宿泊料金を基準に課税します。
18	民泊の運営を管理会社に任せているが、どのように宿泊税の管理（利用人数など）対応していくのか？	民泊を管理会社に委託している場合、予約管理や徴収事務を管理会社が一体的に行っているのであれば、実質的経営者として管理会社を特別徴収義務者に指定することが可能です。 また、納税管理人制度も活用できる場合もありますので、税務課へご相談ください。
19	宿泊税を導入にするにあたり、予約システムのプログラム修正が必要なのか、必要な場合は補助金等があるのかについて	宿泊税の導入に伴い、予約システム等でのプログラム修正が必要となるかどうかは、ご利用中のシステムによって異なりますので、まずは各社（ベンダー）へご確認ください。 なお、必要となるシステム改修（ソフトウェアの修正を含む）については、「那須町宿泊税レジシステム改修費等補助金」の対象となります。 補助金の詳細につきましては、町ホームページ掲載の「補助金チラシ」および「要領」をご確認ください。
20	民泊、簡易宿所、旅館業、それぞれで違いがあるか	宿泊税の取扱いは、旅館業・簡易宿所・民泊（住宅宿泊事業）いずれも同じです。 宿泊者1人1泊あたりの「宿泊料金」を基準に課税され、特別徴収義務者として申告・納付していただきます。 制度上、業態ごとの課税方法や税率の差はありません。
21	レジシステム改修補助金の対象範囲について (本件(宿泊税導入)もありシステム改修を現在進めている)	対象については、交付決定を受けてから令和8年12月31日までに実施した既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア及びソフトウェアの購入経費になります。
22	自社HP、OTA予約サイトの設定やPMSとの連携	ご利用中の各システムの仕様によって異なるため、まずは各事業者へお問い合わせください。 町としては、宿泊税の制度内容（税率・課税対象・年齢・申告方法など）についての手引きをご提供いたしますので、設定作業の際に参考としてご活用ください。
23	ある一定の期間を客室を貸切ることを目的に、1泊ごとの料金を徴収せず一定額の契約料を徴収する場合の宿泊税の考え方はどうなるでしょうか。期間中何泊するかは期間が終了するまで分かりません。契約料は会計上宿泊代として計上されております。どのように取り扱うべきか分からず質問させていただいております。宜しくお願い申し上げます。	一定期間をまとめて貸切る契約であっても、実質的に宿泊（日ごとの滞在）が行われる場合には、宿泊税の課税対象となります。 宿泊税は「1人1泊あたりの宿泊料金」を基準に計算する税であるため、定額契約料を、実際の宿泊実績（日数・人数）で按分して算定していただく必要があります。
24	レジシステム改修補助金について、プラン・ロジック・フローを含めた具体的なスキームを示していただきたいです。	「那須町宿泊税レジシステム改修費等補助金」の具体的な内容（対象経費、申請手続き、スケジュール、想定フロー等）につきましては、町ホームページに補助金の概要および詳細資料を掲載しておりますので、そちらをご確認ください。
25	宿泊税の使途はどのような事業に割り当てる予定ですか？事業単位での明示はありますか？	宿泊税の使途につきましては、チラシ等でお示ししているとおり、二次交通の充実、観光インフラの整備など、観光振興を目的とした事業に充当します。 また、事業単位での具体的な配分につきましては、毎年度の予算編成の中で明確化し、ホームページ等により公表してまいります。
26	宿泊税導入後、税収の成果や使途について定期的な報告・公開は行われますか？	宿泊税の使途や実績については、町の条例に基づき「観光振興施策に限定」して活用します。 また、毎年度の予算編成の中で事業を明確にし、年度終了後には実績を町ホームページ等で公表する予定です。 宿泊された方や事業者の皆さんに分かりやすくお伝えできるよう、透明性を確保してまいります。
27	納付の仕方、大人子供の区分	宿泊税は、年齢12歳以上の宿泊者に課税されます。 12歳未満 → 課税対象外（免除）

No	質問事項	回答
28	振り込みでの納入はできるか知りたい (例えば、足銀の口座とか)	宿泊税の納付については、町が指定する口座への振り込みによる納入も可能です。振込先口座は、手引き内でお知らせしています。
29	宿泊税の納付は数ヶ月まとめて支払うということはできるのか?(1ヶ月あたりの人数が30名足らずのこともありうるので。)	一定の要件を満たす場合、「3か月に1回」の特例申告・納付が可能です。
30	全国で減税の声があるのに何で那須町だけ増税するのか。	宿泊税は、町民の皆さんに対する「増税」ではなく、那須町を訪れる観光客の方にご負担いただく法定外目的税です。観光地として必要となる二次交通の確保や観光インフラ整備など、観光によって生じる費用を、観光客の皆さんにも適切にご負担いただくために導入するものであり、同様の考え方による宿泊税は全国各地で導入が進んでいます。
31	なぜ公務員や他の土産屋、飲食店から取らずに宿泊施設からのみ徴収するのか。道路を直す、ゴミ対策等で税金を徴収すると言うが、日帰り客が多い那須町で、宿泊施設だけなぜ増税するのか。	町の行政サービスによる受益者は町民や来訪者のすべてとなります。宿泊者は町内での滞在時間が長いことや、課税対象として適正に把握が可能であることから、宿泊税といたしました。
32	外国人客が少ない那須町で、日光、黒磯でさえ税金を取らない方針なのになぜ那須町だけとなるのか。	外国人観光客に関わらず、観光地の受入環境を維持・改善するための財源として宿泊税を導入します。
33	一万円以下でも100円取ると書いてあるが、キャンプ場などからも徴収するのか。	宿泊税は「旅館業法に基づき、事業者が施設を設けて宿泊させる行為」に対して課税される仕組みです。そのため、お客様自身が持ち込む移動式テントでのキャンプは旅館業に該当せず、宿泊税の対象にはなりません。一方で、バンガロー・コテージ・固定式テントなど、事業者が設置した宿泊施設を利用する場合は旅館業に該当するため、宿泊税が課税されます。
34	忙しいのに何で余分な手間をかけさせるのか。	宿泊税の導入にあたり、特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、予約や受付時での説明、宿泊税に係る帳簿の作成、税の申告や納税など新たな負担をおかけすることになりますが、町では特別徴収義務者に対する初期費用や納期内納入に対する支援制度を創設いたします。国内外から訪れる宿泊者の皆様に対する周知など、丁寧に取り組むことで負担軽減を図ってまいります。
35	手書きの納付方法もできるようにして欲しい	これまでの入湯税と同様に、手書きによる申告書・納入書でも対応できるよう準備を進めています。レジシステムなどを使わず、紙ベースで運用されている施設でも、負担なく申告・納付ができるように配慮いたします。
36	システムに反映させる際に発生する費用に対して、補助金など出るのか?	「那須町宿泊税レジシステム改修費等補助金」制度があります。申請手続きの詳細は 町ホームページをご覧ください。
37	都心から近い那須町では日帰り客の比率が高いが、宿泊税ではなく観光利用税として全業種で負担すべきではないか?	ご意見として承ります。
38	増税で道路施設の整備というが、宿泊は近隣市町村、観光は那須町と区別されてしまわないか?また、渋滞やゴミが宿泊客よりも日帰り客の方が多く排出する懸念がある。	ご意見として承ります。